

地域ぐるみの摂食機能支援事業	
北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所	
実施年度	開始 平成17年度 終了(予定) 平成19年度
背景	地域で、障害があっても、あるいは高齢になってもおいしく安全に食事がとれるQOLの向上は重要である。しかし、摂食嚥下機能障害で困ったときどこに相談したらよいか等の情報や、相談できる医療機関等の数が少ないのが現状である。 そのため、保健所が中心となって、障害児・者及び高齢者にかかわる施設職員が摂食・嚥下機能に関する正しい知識や技術を習得し、保健・医療・福祉が連携して、地域で一貫した摂食指導が継続して受けられるようなネットワーク体制を確立する必要がある。
目標	1 摂食嚥下機能障害者を支援する関係者を対象に、摂食機能についての正しい知識の普及 2 摂食嚥下機能障害者に対し、保健・医療・福祉サービスが適切に提供されるための関係機関の連携体制の強化 3 地域で一貫した摂食機能支援が継続できるような環境整備
事業内容	1 発達期の取組 (1) 平成17年度作成の「手づかみ食べサポートレシピ」による研修の実施 2 高齢期の取組 (1) 地域の社会資源の実態調査 ① 医療機関 ② 高齢者関連施設 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等) (2) 地域摂食機能支援連絡会(高齢期)の開催(2回) 高齢期における地域連携の課題の抽出とあり方の検討
評価	1 障害児・者、高齢者にかかわる関係者を対象とした摂食機能研修会を開催し、着実に施設参加数が増えている。(4回、83施設、312人) 2 医療機関調査により、摂食嚥下機能障害児・者、高齢者が診断等を受けられる病院の実態が把握できた。(24病院、聞き取り調査) 3 高齢者関連施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションの口腔ケア・口腔機能向上プログラム・食事環境に関する把握ができた。(302施設) 4 地域摂食機能支援連絡会を立ち上げ、高齢期に関する地域連携の課題の抽出ができた。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 保健医療係 電話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

発達期の取組

1 「手づかみ食べサポート・レシピ」普及の研修会の実施

昨年開発・完成した「手づかみ食べサポートレシピ」を使用し、「子どもの発達に合わせた手と口の協調と食形態」をテーマに、歯科保健研修会を開催した。障害児施設・幼稚園・保育園の職員が対象で、2回195名の参加があった。

講師には、摂食指導地域連絡会の昭和大学歯学部小児成育歯科学教室の歯科医・岩間一実先生と元都立多摩療育園の管理栄養士杉村ふぶき氏を迎え、調理の実演をまじえての研修を実施した。



研修会の実施風景



手づかみ食べサポートレシピの内容

高齢期の取組

1 地域の社会資源の実態調査

(1) 医療機関調査

圏域24病院に対して、摂食嚥下リハビリテーションを実施しているかどうかを確認した。

「実施している」と答えた10病院にPTチーム2名で訪問し、聞き取り調査を行った。

18年度調査結果を基に、次年度、一般向け・医療機関向けリストを作成予定である。

(2) 高齢者関連施設調査

ア 目的

圏域における、口腔ケア・口腔機能向上プログラムの取組、食事に関する現在の現状を把握し、高齢者に関わる種々の施設が、摂食機能の発達と口腔機能向上及びリハビリテーションに視点を置いた食事環境の整備に役立てることを目的とする。

イ 対象

	調査対象施設数	回答数	回収率
特別養護老人ホーム	21	19	90.5%
有料老人ホーム等	21	17	81.0%
介護老人保健施設	11	10	90.9%
通所介護事業所	80	63	78.8%
訪問看護ステーション	22	20	90.9%
地域包括支援センター	14	14	100.0%
居宅介護支援事業所	133	100	75.2%
合 計	302	243	80.5%

ウ 内 容

- (ア) 口腔ケアの実施状況、口腔状態の把握
- (イ) 口腔機能向上の取り組みの実施状況、取り組むために必要な事項
- (ウ) 歯科専門職種との連携
- (エ) 摂食嚥下機能障害の把握、観察方法
- (オ) 口腔に関する（介護予防）居宅療養管理指導等の利用状況

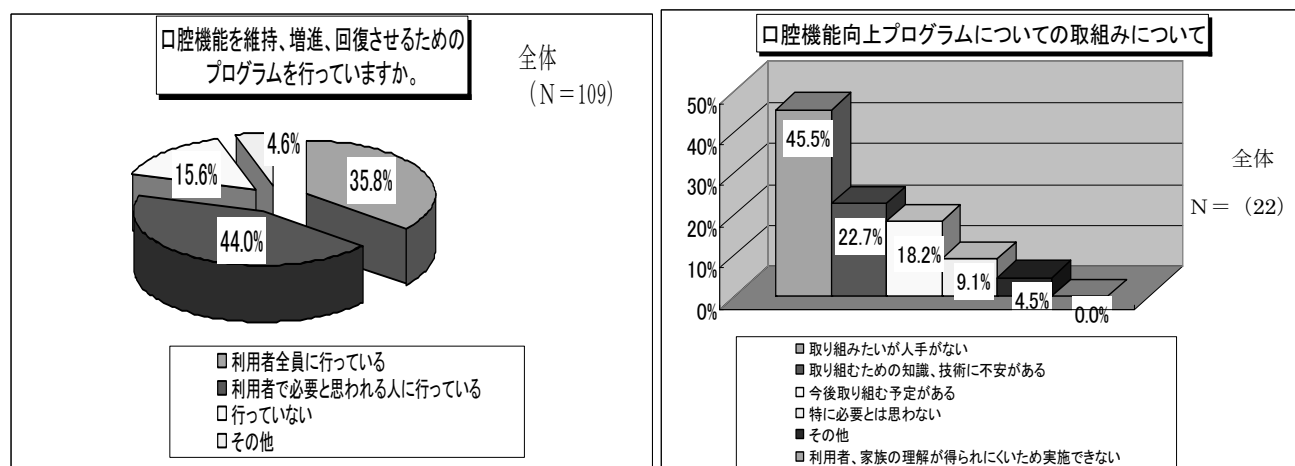
エ 期間及び方法

平成18年8月から平成19年2月まで 郵送によるアンケート調査

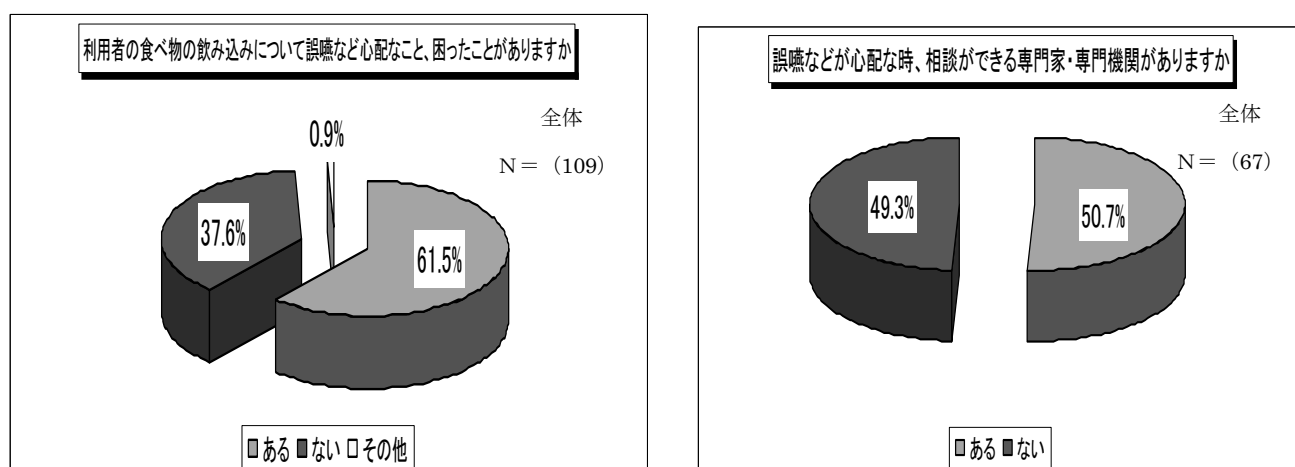
オ 結果（抜粋）

高齢者関連施設

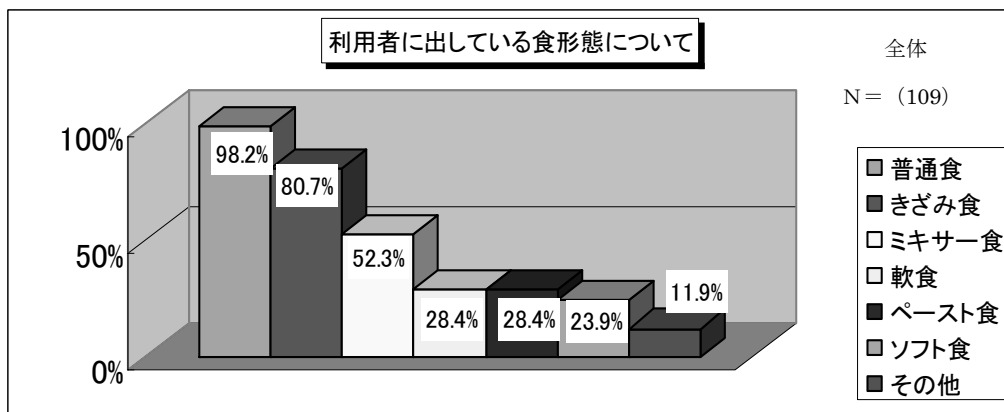
- ・口腔機能の維持、増進、回復のプログラムは8割の施設で実施



- ・誤嚥などで困ったことがある施設は6割だが、心配な時、相談ができる専門家・専門機関があるのは半分

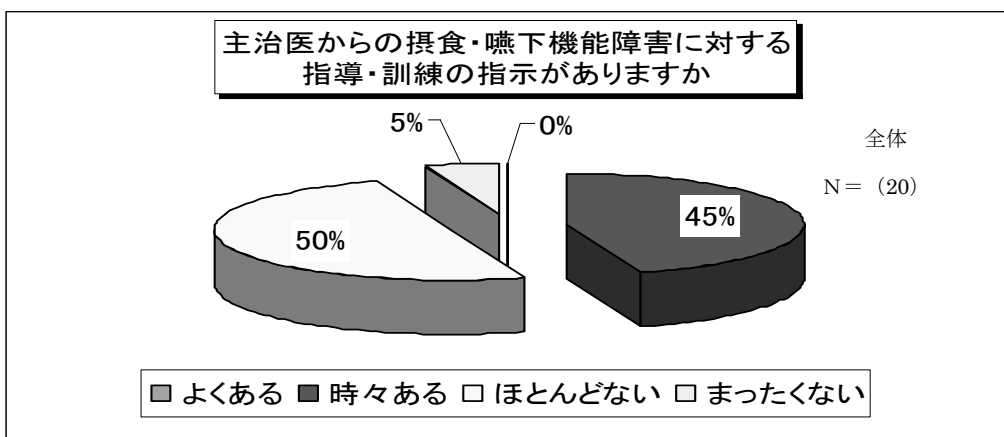


- ・普通食からソフト食までさまざまな食形態で提供



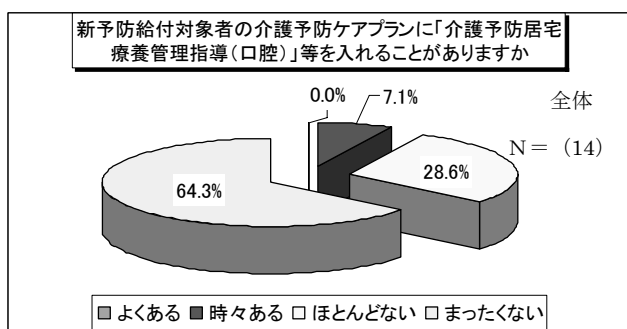
訪問看護ステーション

- ・主治医からの指導・訓練についての指示がない、が5割以上



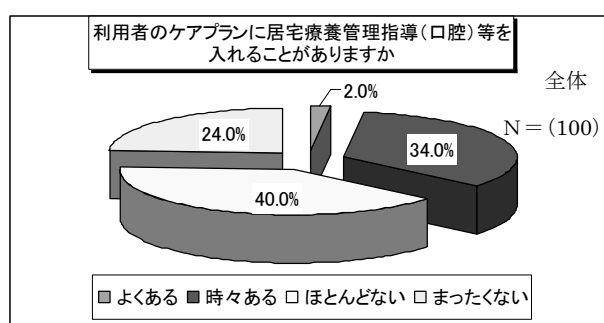
地域包括支援センター

- ・新予防給付対象者の介護予防ケアプランに「介護予防居宅療養管理指導（口腔）」等を入れることがあるセンターは1割弱



居宅介護支援事業所

- ・利用者のケアプランに居宅療養管理指導（口腔）等を入れることがある事業所は約1／3



2 地域摂食機能支援連絡会

(1) 連絡会設置の経緯

障害児・者、高齢者が生涯を通じておいしく安全に食事ができ、ＱＯＬの高い生活を送るためには、この圏域の課題である、摂食機能支援体制が不十分であったり、支援を行う医療機関等、社会資源が少ないなどの問題点を解決する必要がある。そのため、様々な現場から具体的な課題を収集・共有し、関係者間の連携強化を図ることを目的として連絡会を立ち上げた。

連絡会は、下記概念図のとおり、発達期と高齢期に分けて、検討を実施することとし、１８年度は、高齢期の地域摂食機能連絡会を実施した。

(2) 目的

障害児・者、高齢者の摂食機能を支援する社会資源のネットワークの構築を目的とする。

(3) 出席者

学識経験者・医師・歯科医師・保健師・看護師・栄養士・理学療法士・言語聴覚士
歯科衛生士等

(4) 開催日・内容

第１回 平成１８年１１月３０日（木曜日）

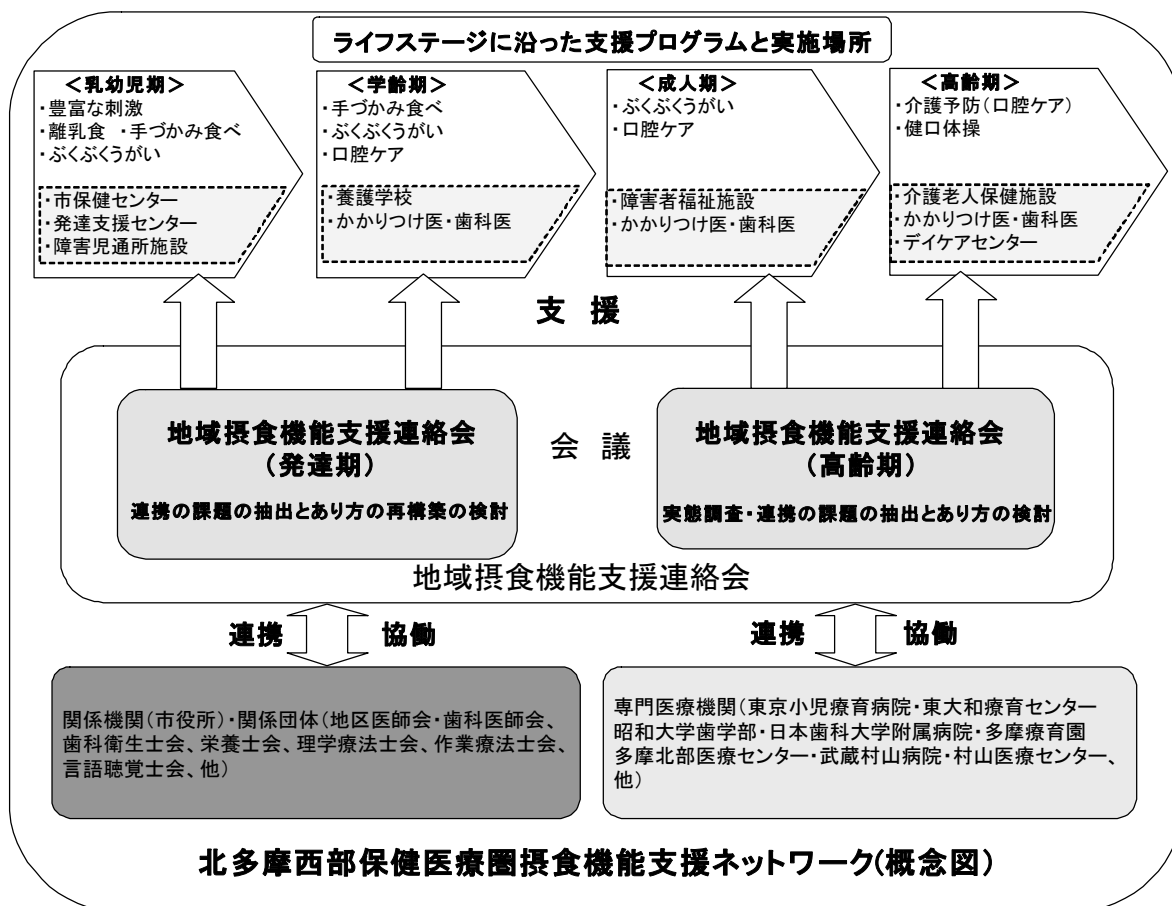
高齢者関連施設の口腔ケア・口腔機能向上プログラム・食事環境に関する調査報告と様々な施設の摂食・口腔ケアに関する現状の把握

第２回 平成１９年３月２９日（木曜日）

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションの口腔ケア口腔機能向上プログラム・食事環境についての調査報告と地域連携の課題の抽出

(5) その他

１９年度は、地域摂食機能支援連絡会で地域連携の課題の共有とあり方の検討を行う。



地域ぐるみのたばこによる健康影響防止対策 ～防煙・分煙・禁煙支援の総合的な推進～

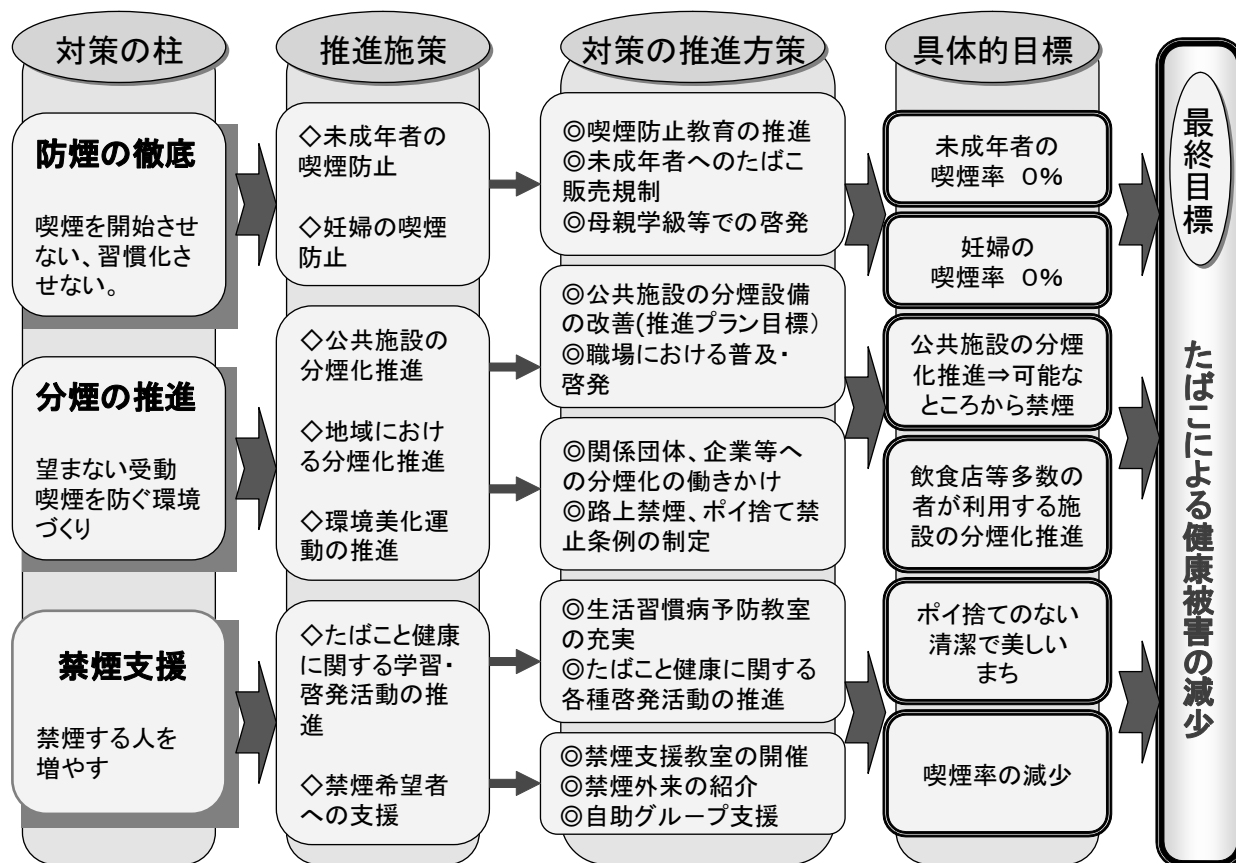
北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所

実施年度	開始 平成18年度 終了（予定） 平成20年度
背景	たばこによる健康被害を減らすための課題としては①防煙（喫煙を開始・習慣化させないこと）の徹底、②分煙の推進、③禁煙支援の充実がある。 北多摩西部保健医療圏においては、平成14年度から3年間、妊婦の禁煙・受動喫煙防止対策に取り組むことにより、たばこ対策に対する保健関係者等の意識を高めることができた。本プランではこの取組を更に発展させるものとして、上記3つの視点を含む総合的なたばこ対策（別紙）の展開により、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりを推進することとした。
目標	1 学校保健との協働による子どもの防煙の徹底と受動喫煙防止 2 管内6市における母子保健事業を活用した妊婦の禁煙・受動喫煙防止 3 地域における分煙化の推進（飲食店等、多数の者が利用する施設の分煙化） 4 管内6市における成人保健事業（がん検診等）を活用した禁煙への働きかけ 5 管内6市の生活環境主管課との連携による市民の分煙意識の啓発 6 医療機関等と連携した禁煙支援の充実 7 市民と保健医療関係者が協働した、たばこ健康に関する啓発活動の展開
事業内容	1 学校との協働による子どもの防煙の徹底と家庭における受動喫煙防止 学校保健における喫煙防止対策の実態把握（18年度）、協力校への喫煙防止教育の実施（18年度から）、学校保健との連携による喫煙防止対策の推進（教育媒体の共同制作、PTAとの協働等）（19年度から） 2 母親学級等の母子保健事業を活用した妊婦の禁煙・受動喫煙防止 3 飲食店等への分煙（禁煙）の必要性の普及啓発、実態把握、分煙実施に関するアドバイスの徹底 (1) 食品衛生講習会等、保健所事業を活用した分煙の実態把握等（18年度から） (2) 食品衛生協会、環境衛生協会との協働による分煙化の啓発（19年度から） 4 管内6市がん検診担当者会等で各市たばこ対策の実態把握と情報交換（18年度から） 5 環境美化運動を実施している自治会や市民（喫煙マナーアップキャンペーン等）との協働による分煙意識の啓発 6 禁煙外来実施医療機関（18年度再調査）等との連携推進による禁煙支援 7 禁煙週間のイベント実施により市民の意識向上をめざす。 18年度は関係機関を対象とした禁煙週間シンポジウム、19年度からは各種取組の発表、情報交換・交流を行う場として「たばこ対策フォーラム」を開催し、市民、各種民間団体、行政によるパートナーシップを深める。 以上の各種事業を体系的に取り組み、地域ぐるみの総合的なたばこ対策を推進する。なお、18年度の実施内容の詳細は別紙参照
評価	18年度は総合的なたばこ対策の重要性を保健所職員が十分に理解し、既存の事業を有効活用することで関係機関に働きかけをすることができていることを確認した。また、管内6市の健康主管課・生活環境主管課及び教育委員会にたばこ対策の推進を発信することでたばこ対策への理解の促進につながった。平成18年度の具体的な成果については別紙に記載した。 本取組は保健所の事業を有効活用しているものであり、他保健所でも比較的容易に実施できるものと思われるため、本庁関連部署とも連携しながら、具体的な手法等について情報発信していく予定である。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 企画調整係 電話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

第1 事業体系

本プランの対策の柱、推進する施策、具体的な方策、方策を講じることにより達成させる具体的目標、目指すべき最終目標を体系的に示し、所内及び関係機関が常に共通の意識で本プランに取り組めるようにした。

北多摩西部保健医療圏における総合的なたばこ対策



第2 事業実施体制

◆ たばこ対策プロジェクトチームの設置

1 目的

保健所の各係が既存事業を有効活用しながらたばこ対策を推進できること、また、保健所として総合力を発揮できることを目的として所内にたばこ対策プロジェクトチームを設置した。

2 設置時期

平成18年4月にたばこ対策プロジェクトチームを設置し、計8回PT会議を開催し、各種調査等を共同で実施した。

3 メンバー構成

企画調整課（地域保健推進担当副参事、企画調整係:事務局、保健医療係歯科担当）、生活環境安全課（医薬指導係、環境衛生係、食品衛生係、保健栄養係）、保健対策課（保健対策係、地域保健係）の計12名である。

第3 事業内容

◆ 普及啓発

1 平成18年度 禁煙週間シンポジウムの開催

- 【テーマ】「めざそう!地域ぐるみのたばこ対策」
【日時】平成18年6月6日(火曜日)
【場所】多摩立川保健所講堂
【参加者】管内6市職員・関係団体職員等73名
【内容】保健所長から、「本プランを関係者と共に取り組んでいくにあたり、このシンポジウムを取組の第一歩としたい」と説明。



- (1) たばこ対策をめぐる最近の動き—国と東京都の施策—
(東京都福祉保健局健康推進課健康推進係 担当係長：望月昇氏)
(2) 飲食店における分煙対策の状況(ワタミ株式会社社長室：猪野鐘久氏)
(3) 禁煙支援医療機関における禁煙外来の状況と課題
(立川相互ふれあいクリニック 医師：土屋香代子氏)
【展 示】禁煙週間中に「喫煙が及ぼす健康影響等のパネル」を保健所内壁面に展示。(写真参照)

2 たばこ対策フォーラムの実施を企画

- 【目的】本プランの趣旨を市民や関係機関に更に広め、たばこ対策を共に取り組んでいくという気運を高める。特に「たばこ対策フォーラム2007」は未成年者の防煙と地域における分煙の推進を目的とする。
【テーマ】(仮)「みんなでつくるタバコの煙のない環境—未成年者の防煙&地域の分煙推進—」
【形式】主催：多摩立川保健所 後援：管内6市
【日時】平成19年6月2日(土曜日) 午後1時30分から4時30分まで
【場所】アレアホール(立川駅南口「アレアレア2」6階)
【対象者】一般市民、管内6市職員、学校関係者、関係団体職員
【内容】(1) シンポジウム (2) 川柳の募集・発表、体験・展示

◆ 防煙の徹底

1 中学校との連携強化のため喫煙防止教育の状況を把握

管内6市教育委員会、東京都教育庁・東京都多摩教育事務所に本プランの趣旨を伝え、協働での取組を依頼した。

- (1) 管内市立中学校における喫煙防止教育の状況を把握

学校数	立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市の計33校
施設の禁煙対策	管内6市の市立中学校はすべて敷地内禁煙
喫煙防止教育	保健体育の授業(3年次)で1コマ、一部の市は年1回セーフティ教室
その他の対策	生活指導の一環として喫煙防止を指導、生徒全体の喫煙率は把握していない

(2) たばこ対策について中学校と保健所との連携案（6 市教育委員会の要望結果）

会議での情報交換	①校長会、②保健体育担当教諭の連絡会、③生活指導担当教諭の連絡会、 ④養護教諭の連絡会 4つの会議体を活用した連携の推進
教材作成の支援	①中学校で活用できる喫煙防止教材一覧の作成⇒保健所 HP での提供 ②生徒自ら考える学習教材（ワークシート等）の作成⇒ 〃 ③授業で活用できるリーフレットや 10 分程度の画像の作成
研修会等での講義	①養護教諭を対象とした研修会での講義、②生徒への講義
その他	①校長会を活用したアンケートの実施、②重点校への支援

2 学校等における喫煙防止教育の実施

- (1) 管内の高校生 336 名・高校教師 20 名に対して喫煙防止教育を実施
- (2) 中学校職場訪問等で喫煙防止教育を実施
- (3) PTA への働きかけを検討

3 母子保健事業を活用した妊婦の喫煙防止対策を継続

平成 14 年度から 16 年度までに課題別地域保健医療推進プランで妊婦の喫煙防止に取り組んだため、管内 6 市（健康主管課）におけるたばこ対策は他自治体に比べ、積極的に実施されている。

母親学級における普及啓発・集団指導	100%（東京都 85%：健康推進課調査）
喫煙に関する実態把握	100%（東京都 34%：〃）

◆ 分煙の推進

1 保健所の既存事業を活用した管内施設への分煙状況調査と意識啓発

(1) 実施期間

平成 18 年 4 月～19 年 2 月

(2) 実施方法

保健所が実施した講習会でリーフレットを配布し、分煙の推進を働きかけるとともにアンケートを実施

(3) 対象

図 1 参照、なお、特定建築物とは事務所、店舗等である。

(4) アンケート内容

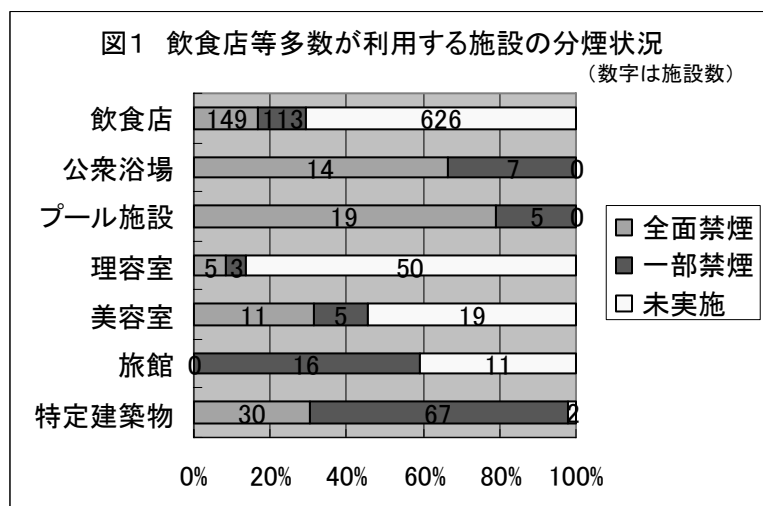
健康増進法に基づく受動喫煙

防止の周知度、分煙の実施とその方法、分煙の表示、分煙をしない理由、今後の禁煙対策等

(5) 結果

ア アンケートの回収数は 1,152 箇所であった。

イ 健康増進法に基づく受動喫煙防止を知らない施設が約 3 割あった。



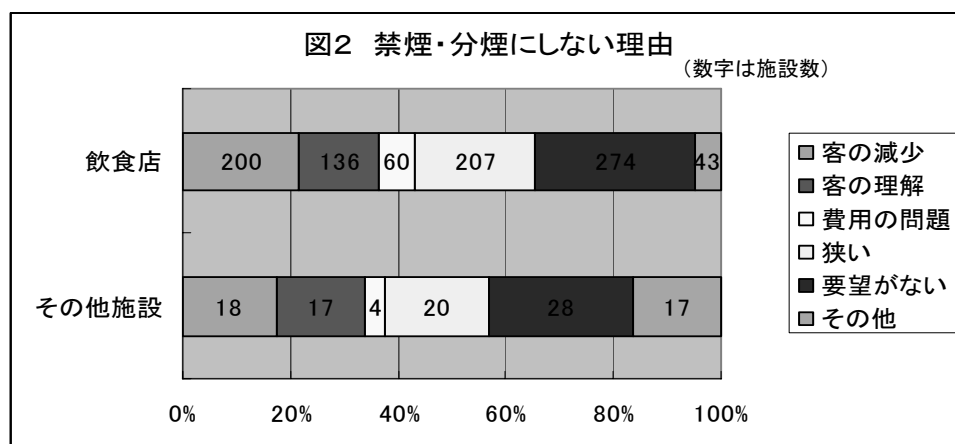
ウ 施設の種類により分煙化率に差があった。

エ 分煙をしない理由は、客からの要望がない(29.5%)、狭い(22.2%)、客の減少が心配(21.3%)

(6) 今後の方針

ア 保健所の

既存事業を
活用した意
識啓発及び
分煙状況調
査を継続実
施すること
により、健康
増進法に基



づく受動喫煙防止の周知度を高め、施設の禁煙又は分煙化を促進させる必要がある。

施設の分煙化を数値として継続的に把握することにより、他の自治体との比較も可能となり、管内の状況をより客観的に市民に伝えていくことが望ましい。

イ 施設、特に市民に身近な飲食店において分煙化しない理由として、利用者からの要望がないことを挙げている。市民が受動喫煙の影響を知り、施設に提案していけるよう普及させることも必要である。

2 路上喫煙防止・たばこのポイ捨て禁止条例の施行状況を把握・支援

平成 18 年度に 1 市が施行、1 市が条例制定に向けて検討中。ポイ捨てのみの条例を 1 市が施行。保健所は条例制定等に向けて健康推進の立場で支援をしている。

◆ 禁煙支援

1 禁煙外来実施医療機関調査の結果をホームページで情報発信

平成 18 年 4 月にニコチン依存症が保険適用になったため、平成 17 年度に管内医療機関を対象に実施した「禁煙支援実施医療機関調査」を基に、平成 18 年 8 月に再調査をし、保険適用の有無などを把握した。保険適用外も含め 29 箇所が禁煙治療を実施していた。これらの情報を当所 H P で情報発信した。

2 成人保健事業を活用した禁煙支援

(1) 管内 6 市の実態把握

肺がん検診時の健康教育	3 市が実施。スモーカーライザーによる個別指導などを実施。
講演会の実施	2 市が実施。がん予防として開催することで喫煙者の参加や理解が得られやすい。

(2) 市との協働

平成 1 8 年度は市主催の講演会への企画協力、スモーカーライザー・パネル等の教材の貸し出しを実施した。今後は管内すべての市において既存事業や禁煙週間イベント等を活用した禁煙支援ができるように働きかける必要がある。

クリニカルパスの導入による地域服薬支援システムの推進 ～喀痰塗抹陽性結核患者への効果的・効率的な支援～

北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所

実施年度 開始 平成 1 8 年度 終了(予定) 平成 1 9 年度

背景

H16 年 10 月から東京版 D O T S の実施により、治療成功率は着実に向上しているが、服薬を中断する対応困難事例は減少していない。

そこで、喀痰塗抹陽性肺結核患者を対象とし、入院・通院治療、経過観察期間までを見通した療養支援計画として、結核地域連携クリニカルパス(以下、「連携パス」という。)を開発することとした。なお、本事業は、患者、保健所、医療機関、薬局等との協働で実施することとし、その作成過程を通じて、患者を主役とした服薬支援システムを強化し、安心して結核治療ができる地域づくりを目指す。

なお、課題別地域保健医療推進プラン終了後の事業化を見据え、他保健所職員(多摩府中保健所)の検討会への参加を要請している。

目標

- 1 到達目標(2 か年計画)
患者、地域服薬支援者の協働による「連携パス」の開発及び「連携パス」を活用した地域服薬支援システムを整備する。
- 2 平成 18 年度の目標
・患者・地域服薬支援者の協働によりクリニカルパスを検討し開発する。

事業内容

- 1 平成 18 年度
 - (1) 結核地域連携クリニカルパス検討会による検討体制整備
 - (2) 「連携パス」試案の検討開発及び試行体制の調整
- 2 平成 19 年度
 - (1) 実施体制の確立
 - (2) 「連携パス」試案(紙ベース)の実施及び評価により、完成版を作成
 - (3) 「連携パス」の評価システム(電子データ化)を整備
 - (4) 報告会の実施
 - (5) 平成 20 年度以降の事業化に向けての計画の策定

評価

- 1 結核地域連携クリニカルパス検討会による検討体制整備
・地域支援者の代表である、府中病院、地区医師会、地区薬剤師会、介護保険機関、保健所職員により、計 20 回(全体検討会 3 回、分野別検討会 17 回)開催し、連携パスに要する各専門分野の貴重な知見と協力体制を得た。
- 2 連携パス試案の開発
・結核地域連携パス【①医療機関用パス(様式 1-1)、②保健所用パス(様式 1-2)、③薬局用パス(様式 1-3)、介護保険・生活用パス(様式 1-4)、⑤結核地域連携パス概要版(様式 2)、⑥本人用パス(様式 3)、⑦ F A X 送信表(様式 4-1、4-2)】
・現状の結核医療及び支援内容を再検討し、患者を主役とした支援ツールとして連携パス試案を完成させた。
・診断から経過観察までの約 2 年間にわたり携帯しやすいよう手帳形式とし、自らが治療の主体者となりうるよう、さまざまな工夫をほどこした。
- 3 連携パスの手引き(試行)
・通常時の連携体制と問題発生時の連携体制の明確化を図り手引きにまとめた。
特に、緊急時の対応においては、対応項目を緊急度に応じて 3 段階に識別(黄・橙・赤で信号化)し、連絡方法・対応内容をわかりやすく設定した。

問い合わせ先

多摩立川保健所 保健対策課 感染症対策係
電 話 0 4 2 - 5 2 4 - 5 1 7 1
ファクシミリ 0 4 2 - 5 2 4 - 7 8 1 3
E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

平成 18 年度活動結果（地域連携クリニカルパス運営システムの設定）

1 結核地域連携クリニカルパスの目的

結核の療養支援に、結核地域連携クリニカルパス（以下、「連携パス」という。）を活用することにより、患者の主体的な治療への参加促進と、関係者の緊密な連携を核とした支援の質の向上を図り、患者のQOLの向上と結核治療成功率 100%を目指す。

2 連携パスの年次計画

- （1）平成 18 年度 連携パス試案作成、試行計画の立案、参加機関への周知等
- （2）平成 19 年度 連携パス試行及び評価の実施、連携パスの完成
- （3）平成 20 年度以降 通常業務化

3 結核地域連携クリニカルパス検討会等の開催

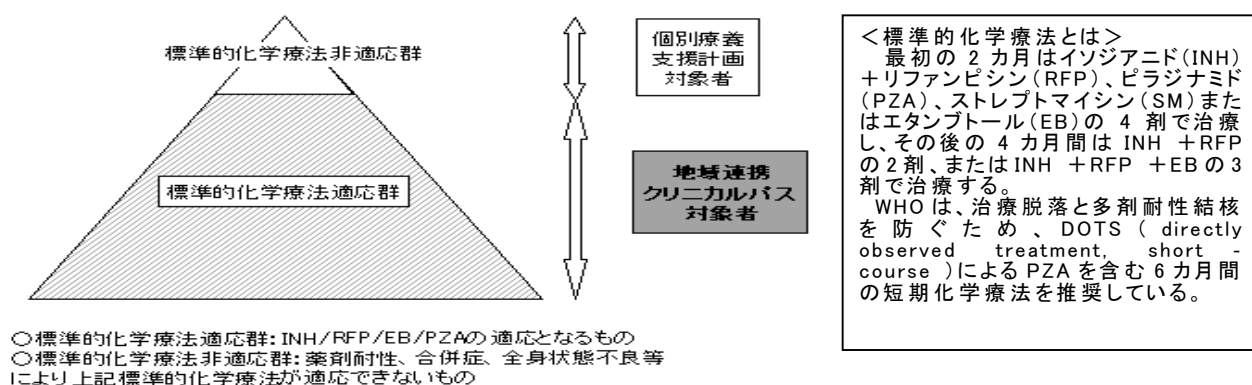
項目	開催日時	検討内容
全体検討会第一回	平成 18 年 7 月 27 日	・ 結核の発生動向と結核対策の現状 ・ クリニカルパスとは ・ 府中病院における院内クリニカルパス ・ 連携パス作成に向けて
全体検討会第二回	平成 18 年 9 月 28 日	・ 各機関別連携パスの進捗状況 ・ 連携パスの運営管理について
全体検討会第三回	平成 19 年 3 月 6 日	・ 連携パス試案、本人用パス試案の最終確認 ・ 連携パス手引きの最終確認
分野別検討会	随時	・ 連携パス作成に向けた各機関との連携方法の調整等（計 17 回実施）

4 対象者の設定

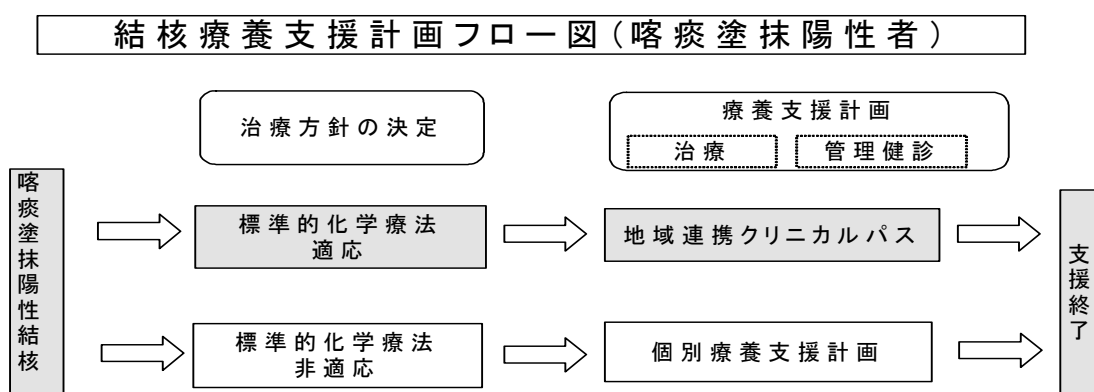
（1）適応基準

喀痰塗抹陽性結核患者で、標準的化学療法の適応となるもの

（2）連携パス対象者の位置づけ（全喀痰塗抹陽性者中）



(3) 連携パス対象者支援フロー（全喀痰塗抹陽性者中）



5 連携パスの試案の開発

(1) 結核地域連携パス（様式1）

①医療機関用パス（様式1-1）、②保健所用パス（様式1-2）、③薬局用パス（様式1-3）、④介護保険・生活用パス（様式1-4）の4つの機関別パスで構成される。

(2) 結核地域連携パス概要版（様式2）

連携パス概要版は、アウトカムを中項目レベルの表記にすることにより、コンパクトにし、2年6ヶ月の長期計画表の全容を、一目で見渡し把握できるようにしたものである。

(3) 本人用パス（様式3）

患者本人が、入院から経過観察終了までの期間の長期間について、見通しをもち、積極的に治療に参加できるよう工夫したツールである。内容は、毎月の治療経過、服薬確認表、ユーザー情報、関係機関情報で構成されている。毎月の治療経過が、連携パス（様式1）と連動しているものである。

また、お薬手帳の必須項目を取り入れており、これにより服薬指導を行った場合には、診療報酬の対象となるよう構成されていることが特徴となっている。

(4) FAX送信表（様式4）

- ① 結核地域連携パスFAX送信表（退院時）（様式4-1）
- ② 結核地域連携パスFAX送信表（通院時）（様式4-2）

6 連携パスの運用方法について検討（検討項目のみ抜粋し記載した。）

(1) 対象者の仮選定及びインフォームドチョイス

(2) 連携パスの手引き（試行）

- ① 入院中
- ② 退院準備
- ③ 退院時

④ 退院後の支援

⑤ 連携方法

連携方法は、（表 2）のとおりである。なお、詳細な連携方法は、「アウトカムとバリエーション一覧表」（様式 5）に示した。

注）アウトカム：成果目標、バリエーション：介入が必要な事項の発生

連携方法（表 2）

	連携時期		対象別連携方法			担当	連絡先	
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ			
平常時	退院時	退院時に全数実施	FAX（ただちに）			病院	保健所	
	平常時（青信号）	月1回実施	FAX（1週間以内）	FAX（1週間以内）	FAX（1週間以内）	各機関	FAXは保健所	
バリエーション発生時	バリエーション（黄信号）	要注意項目	FAX（1週間以内）			各機関	治療項目	医療機関
	バリエーション（橙信号）	要介入項目 ＊「バリエーション発生時対応内容」により対応	電話（ただちに）			各機関	服薬・生活項目	保健所
	バリエーション（赤信号）	パス離脱項目 ＊パスからはずれる	電話（ただちに）			各機関		

⑥ バリエーション発生時の対応

⑦ 連携パス離脱後の対応

7 平成 19 年度連携パス試行計画（概要）

（1）参加機関の選定

平成 19 年度の試行における実施機関は、府中病院（以下、「病院」という。）、立川市医師会、多摩立川保健所、多摩府中保健所、立川市薬剤師会、立川市地域包括支援センターとする。

また、多摩立川保健所、多摩府中保健所管内の各機関の参加については、順次呼びかけ拡大していく。

さらに、多摩立川保健所、多摩府中保健所以外の多摩地域都保健所等には、保健対策課長会、感染症対策係長会等をとおして説明を行い、希望する保健所から参加を拡大していくこととする。

連携パス参加機関（案）（表 1）

機関名	コアメンバー	サブメンバー（案）
医療機関	都立府中病院、立川市医師会	各地区医師会
保健所	多摩立川保健所、多摩府中保健所	多摩地域都保健所、八王子市保健所
薬局	立川市薬剤師会	各地区薬剤師会
介護保険機関	立川市地域包括支援センター	各市地域包括支援センター

(2) 実施規模

保健所名	事例数
多摩立川保健所	10程度
多摩府中保健所	10程度
その他の多摩地域保健所	未定

(3) 説明会等の開催

- ① 検討委員による所属機関内部への説明
- ② 全体説明会の開催
- ③ 各機関別説明会の開催

(4) 結核地域連携クリニカルパス検討会の役割

① 検討内容

- ・連携パス試行の進行状況の管理、評価
- ・連携パスの質的管理

治療、服薬支援、生活支援の観点で、アウトカム、タスク、バリエーション等の設定の妥当性を評価する。→ 評価指標を設定

- ・患者満足度を評価する。→ 治療終了時のアンケート等で評価

② 開催頻度及び時期

年3回程度

③ 平成20年度以降の定例事業化に向けての実施体制とする。